

平成26年12月19日

於・1002会議室（10階）

第1013回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
○ 第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する計画の認定について.....	1
3. 閉 会	5 1

開 会

○前田会長 それでは、ただ今から審議会を開催いたします。総合通信基盤局の職員に入室するよう連絡願います。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項（総合通信基盤局関係）

○第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する計画の認定について（諮問第40号）

○前田会長 それでは、早速ですが審議を開始いたします。諮問第40号「第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する計画の認定について」につきまして、まず、布施田移動通信課長から、本件の審査概要について説明をお願いいたします。

○布施田移動通信課長 移動通信課長の布施田でございます。よろしくをお願いいたします。

審査の概要でございますが、お手元の資料の横紙の説明資料に基づきまして、第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画の認定に係る審査の概要についてご説明申し上げます。

めくっていただきまして、1ページ目でございます。今回の割当ての基本的考え方及び申請の状況でございます。本年1月に公開ヒアリングを開催いたしました。ヒアリングにおきましては、3.4GHzから3.6GHzまでの周波数帯の中で、無線局免許を取得して第4世代移動通信システムによる事業を行う具体的な計画を有している者から意見の陳述をしていただきました。その結果も踏まえまして、主に3つの方針により割当てを行

うことといたしました。

1点目が早期割当てが可能な帯域、つまり3, 456MHz以上の帯域の割当てを先行することとございます。中ほどの図にありますとおり、3, 456MHzより下側の周波数帯には放送事業用システムが多数存在しております。全国的に存在しておりまして、移動通信システムとの共用が困難なことから、この周波数帯は避けて上側の周波数帯を割り当てることとございます。

また、この周波数帯、3, 400MHzから3, 600MHz帯のところの周波数帯には衛星通信システムの受信用のシステムが割り当ててございます。ですが、対象となる受信システムは非常に限られていることと、また、衛星通信システムとの混信の対策も可能でありますことから、この上側の周波数帯を先行して割り当てることといたしました。

2点目は、トラヒックの急増に対応するため、上下比率、つまり携帯電話から基地局に向かう上り回線と、逆に基地局から携帯端末に向かう下り回線を時間で分割して、周波数帯を利用するTDD、時分割多重方式を用いまして割り当てることといたしました。

3点目は、第4世代移動通信システムの特長でございます「最速1Gbps」を可能にするため、連続して40MHz幅、この1Gbpsを可能にするためには連続して40MHz幅が必要ということでございますので、1者当たり40MHz幅を割り当てることといたしました。

以上のことから、図にございますとおり、3, 480MHzから上側に40MHz幅ずつ3つの枠を割当対象といたしました。

申請状況でございますが、本年9月26日に開設指針を告示として公表するとともに、9月26日から10月27日までの期間、申請を受け付けました。結果としまして、株式会社NTTドコモ、それとKDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社、こちらは地域ごとに連携するものとして申請がございまして、規定に基づきまして1の申請とみなします。それと、ソフトバンクモバイル株式会社の3者から申請があったところでござい

す。

めくっていただきまして、2ページ目でございます。審査にあたりましては、最低限適合すべき基準としての絶対審査基準と、絶対審査基準に適合した上で申請内容の優劣を順位付ける競願時の審査基準がございます。それらの基準に基づきまして審査をいたしました。このページでは絶対審査基準を示してございます。

1. でございますが、1. は特定基地局の範囲でございます。第4世代移動通信システムであり、TDD方式の基地局及び陸上移動中継局であること。

使用する周波数帯は2. にございますとおり、全国において3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数でございます。また、1の者が申請できる周波数幅は40MHzとしてございます。

3. でございますが、特定基地局の配置及び開設時期でございます。認定から4年後の年度末までに、各総合通信局の管轄区域内の人口カバー率を50%以上になるように特定基地局を配置することとしてございます。また、認定から2年後の年度末までに、特定ひっ迫区域において高度特定基地局の運用を開始することとしてございます。ここにありません特定ひっ迫区域でございますが、こちらは現在のトラヒックの需要が非常に大きな区域のことを指してございまして、開設指針の中で指定してございます。また、高度特定基地局でございますが、こちらは複数のアンテナを活用した空間多重方式を活用して、最速で1Gbpsという通信速度を実現する基地局のこととございます。また、配置にあたりましては、全ての都道府県において、特定基地局の運用を開始しなければならないとしてございます。

4. の電波の能率的な利用を確保するための技術の導入でございます。適応多値変調、こちらは電波の状況を見ながら、その状況に最適な伝送容量を上げる変調ですとか、また、複数の搬送波、複数の電波を組み合わせる送信するキャリアアグリゲーション技術などを使うということとございます。

5. がその他開設指針に規定されている事項ということでございます。従前の開設指針と同様の審査基準が並んでございますが、ここでは主な基準を紹介させていただきます。

右側の(8)でございます。今回はTDD、時分割多重という送信と受信の時間帯を分割する方式でございますので、周波数上で隣り合う事業者、今回の認定事業者間となりますけれども、その事業者間で送信するタイミングを同期させておく必要がございます。ですので、任意の10ミリ秒にあたる送信時間、どれだけの割合を送信時間として使っているかということと、送信時刻、タイミングを合わせるための連絡・調整を行う計画を有することとしてございます。

続きまして、(9)でございます。この周波数帯は世界的にも宇宙無線通信に分配されていることもございまして、専ら外国の衛星を受信している設備が日本に存在することが想定されております。それらの設備に支障を与えるおそれがある旨を周知するとともに、当該設備の運用者からの問合せがあった場合、それに対応する窓口を設置するなど、体制を整備する計画を有することも絶対審査基準としてございます。

続きまして、(10)でございます。近年、多様なモバイルサービスを提供するということに関心が高まっておりますMVNO、これにつきまして、携帯電話の免許を有しない者、つまり、携帯電話事業者以外のMVNOに対して卸電気通信役務又は電気通信設備の接続によって基地局の利用を促進するための計画を有していることも基準としてございます。

続いて、(11)でございますが、こちらは料金設定につきまして、利用者の通信量の需要に応じて多様な料金設定を行う計画を有していること、こちらも基準としてございます。

さらに、(12)でございます。こちらはグループ性に関する基準でございます。申請者とグループの関係にある者が申請していないことを規定してございます。

①は、こちらは従前の基準でございまして、3分の1以上の議決権を保有する関係にある法人などが申請していないこととでございます。②でございますが、たとえ議決権の保有比率が3分の1未満だったとしても、5分の1超の議決権を保有している法人において、

かつ一方が他方の筆頭株主である場合、又はローミングなどを使って周波数を一体的に運用している場合は、その法人が申請していないことが基準となります。また、そのほか申請者の代表権を持つ者が代表権を有する役員になってしまっている法人ですとか、申請者の役員の半分超を自己の役職員が占めている法人、また、申請者の役職員が役員の半分超を占めている法人が申請していないことが基準となります。こちらが絶対審査基準でございます。

続きまして、3ページ目でございます。絶対審査基準の審査結果でございます。いずれの申請者も絶対審査基準の各項目に適合していることを確認いたしました。したがって、申請のあった3件の開設計画の全てを認定することとしたいと考えております。

ただし、申請者が希望する周波数が重複していることから、競願時審査基準を適用して審査をして、優劣の順位付けを行い、上位の申請者から希望に沿って周波数を指定することとしたいと考えてございます。

重複している周波数につきましては、下の表にございますが、KDD I / 沖縄セルラー電話とソフトバンクモバイルの第1希望の周波数帯がHighバンド、一番高いところということで重複しているところでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。競願時の審査基準の審査方法でございます。上の枠に審査の方法を書いてございます。まず、1つ目の行でございますが、各基準、AからHまでございますが、各基準の適合度合いを点数化して、合計点数の高い低いにより順位を確定いたします。また、各基準はいずれも重要と考えるので、各基準の配点、最高点でございますが、こちらは同点といたします。表に書いてます審査方法としては、ここに書いてます評価方法に従い点数を付けます。基準の中には、CとDとE、また、Gでございますが、複数の評価の観点から審査する基準がございます。その場合、優れている評価の観点が多い計画を優位といたします。

各基準をご説明いたします。次の表でございます。

まず、基準Aは人口カバー率のことをごさいます、認定から4年後の年度末において、特定基地局の人口カバー率がより大きいこととことをごさいます。小さく括弧で5%単位で切り上げとごさいますが、これは例えば人口カバー率のパーセンテージ上、5で割りまして比較いたします。小数点以下は切り上げるということになります。

基準B。こちらとも基地局の開設のことをごさいます、4年後の年度末におきまして、先ほどご説明申し上げました特定ひっ迫区域において高度特定基地局数が多いことをごさいます。こちらとも1,000局の単位で切り上げて検討いたします。

基準Cでございすが、こちらは屋内対策でございすが、屋内に設置する特定基地局、また、屋内対策のために屋外などに設置する特定基地局の開設数ですとか、開設場所に関する具体的な計画がより充実していることを見ます。ここは右側にあります評価の方法のところに評価の観点か2つございまして、こちら、屋内基地局の設置数、また、開設場所の確保のより充実しているところを審査いたします。

基準のDでございすが、こちらは電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実しているところを審査いたします。右側にありますとおり、評価の観点としましては4つございまして、1つが人為的なミスの防止の対策。2つ目が設備容量の確保。3つ目がその設備を動かすソフトウェアのバグの防止。また、その他の対策。こちらの観点から審査をいたします。

基準のEでございすが、こちら、先ほどのMVNOの利用促進に係るものでございすが、多数の者に対する電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していることをごさいます。評価の観点は2つございまして、サービス提供方法の多様性、それと②にございすが、同じサービス提供対象者の多数性を見ます。ここでは、先ほどご説明いたしましたとおり、MVNOの中でも、携帯電話事業者及びBWA事業者、このような免許を持っているMVNOは除いて評価をいたします。

基準のFでございます。これは周波数のひっ迫度でございます。今回、既存事業者が申請者でございましたので、既に申請者に対しては指定済みの周波数がございます。その指定済周波数に対する契約者数の割合がより大きいことを審査いたします。その下に※が書いてございますが、周波数を一体的に運用している他の携帯電話事業者、BWA事業者がある場合には、その周波数の合算をして契約者数との割合を出しているところがございます。こちらの評価方法でございますが、評価方法にございまして、指定済周波数幅に対する契約数の割合が全ての携帯電話事業者の平均値より多いこと、すなわち、その周波数のひっ迫度合いが平均値より高いところに2点を割り当てることといたします。

基準Gでございます。こちらは認定から4年後の年度末における、割当済周波数により人口カバー率がより大きいことを見ます。ここも評価の観点が2つございまして、通常の基地局による人口カバー率、それと高度な技術を使った通信速度の高い基地局のカバー率、こちらを見ます。

また、基準のHでございますが、認定してから2年後の年度末におきまして、今回の3.5GHz帯で設置される特定基地局又は既に割当てがなされている周波数帯における基地局により、現在、携帯電話が繋がらない地域の方々の人口の方々をどれだけ解消できるのかというところも審査の項目として見ているところがございます。

続きまして、5ページ目が先ほどご紹介いたしました基準に従いまして3つの申請を審査した結果の概要でございます。

1つ目が人口カバー率のところでございます。5%刻みで見ますので、例えばNTTドコモの場合、これを5で割って11.1となるわけでございますが、切り上げで12と。沖縄セルラー電話は51.4%でございますが、5で割って小数点以下を切り上げると11と。ソフトバンクモバイルも50.5%でございますが、これを5で割って小数点以下を切り上げますと11ということになりまして、そのように比較をいたしまして、NTTドコモが他の2者よりも優位であるということから2点。KDDI/沖縄セルラー電話と

ソフトバンクモバイルの方は同点ということで点数付かずということになります。このように比較してまいります。

基準Bの方でございますが、ひっ迫している地域に対する高度特定基地局をどれだけ開設するかというところでございます。NTTドコモが5,027局、KDDI／沖縄セルラー電話が5局、ソフトバンクモバイルが3,270局ということで、こちらは1,000局単位で切り上げて見まして、NTTドコモが両者より優れているということで2点、ソフトバンクモバイルがKDDI／沖縄セルラー電話より優れているということで1点と。KDDI／沖縄セルラー電話は両者に劣るということで点数なしというふうになります。

基準Cが屋内対策でございます。開設数の観点と開設場所の充実性を見るものでございます。こちら、ソフトバンクモバイルからの申請が開設数の観点からフェムトセル基地局の対策が入っていること、また、開設場所につきましても、開設場所のリストが添付されて具体性があるということで、他の者よりも優位ということで2点としてございます。KDDI／沖縄セルラー電話の方は屋内対策として屋外に基地局を打つことも提案できるのですが、KDDI／沖縄セルラー電話はそのような屋外対策はしないという説明があり、また、その背景、なぜしなくて大丈夫かという説明もないことから、ここにつきましては、点数なしと。両者に劣るということで点数なしとなっております。

基準D、安全・信頼性の観点でございます。人為ミス、設備容量の確保、ソフトウェアバグの防止などがございますが、こちらにつきましては、各申請者につきまして優劣を付けるほどの差異はなかったところでございます。

基準E、MVNOへの対策でございます。多様性と多数性の観点から審査をしてございまして、今回、NTTドコモの計画が他者より充実していること、また、KDDI／沖縄セルラー電話とソフトバンクモバイルが同点となったことから、NTTドコモに2点入れてございます。

基準F、周波数のひっ迫度合いでございます。NTTドコモ、KDDI／沖縄セルラー

電話、ソフトバンクモバイルに書かれている数字、ひつ迫度合いになります。この表の下側に※で全ての既存事業者の平均値が書いてございます。1MHz当たり29.88万契約でございます。この平均値よりNTTドコモが大きいということで、NTTドコモが2点になります。

基準Gでございます。認定から4年後におきまして、既に割り当てられている周波数帯をどれほど活用するかと、人口カバー率を大きくするかということを見てございます。各申請者の枠に数字が2つございますが、/で分かれてございますが、左側が通常基地局による人口カバー率、/の右側にありますのが4G基地局のカバー率でございます。4Gの技術であります高度な空間多重方式を用いるとか、又はキャリアアグリゲーションを用いるということで高速通信を可能にする基地局のカバー率でございます。その点につきましては、NTTドコモが96.3%、KDDI/沖縄セルラー電話が65.9%、ソフトバンクモバイルが49.8%という順に点数をNTTドコモに2点、KDDI/沖縄セルラー電話に1点、ソフトバンクモバイルは点数なしと配点してございます。

最後の基準Hでございますが、認定から2年後におきまして、どれだけ現在、携帯電話が繋がらない人々のエリア外人口を解消するかということでございます。NTTドコモは9,409人を解消すると。KDDI/沖縄セルラー電話は418人を解消する。ソフトバンクモバイルは2,310人を解消するというところでございます。100人単位で見えますので、NTTドコモが2点、ソフトバンクモバイルが1点、KDDI/沖縄セルラー電話が0点となります。

審査は各基準の点数を合計するとございますので、下側から2番目に総計が書いてございます。NTTドコモが13点、KDDI/沖縄セルラー電話が1点、ソフトバンクモバイルが4点というふうに点数が付きました、この高い順に順位を付けますとNTTドコモが1位となるところでございます。つきまして、まず、1位となりますNTTドコモが第1希望としておりますLowバンドを割当てたいと考えてございます。続きまして、第2

位になりましたソフトバンクモバイル。こちらの第1希望周波数帯がHighバンドでございますので、こちらを割り当てたいと考えてございます。最下位になりましたKDDI／沖縄セルラー電話につきましては、第1希望ではなくて第2希望になりますMiddleバンドを、真ん中のバンドを割当周波数帯としたいと考えてございます。

続きまして、6ページ目でございます。以上のとおり、説明のとおり割当周波数帯にしたいと考えてございますが、これらの認定にあたりまして、開設指針の趣旨などを踏まえて、次の条件を付したいと考えてございます。

1つ目は、第4世代移動通信システムによる広範なブロードバンドサービスの普及に努めること。2つ目は、周波数の割当てを受けていない者に対する、電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の提供その他の方法による特定基地局の利用の促進に努めること。MVNOの促進でございます。3つ目が、本年6月に成立いたしました「電気通信事業法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、人為ミスなどによる電気通信事故を防止するための対策を行うなどの電気通信設備の安全・信頼性の向上に努めること。4つ目が、周波数のひっ迫により電波の有限希少性が增大していることに鑑み、割当済周波数を使用する基地局による携帯電話サービスの高速化及び広域化に努めること。特に携帯電話は国民にとって重要な生活手段になっていることに鑑み、携帯電話不感地域の住民ニーズを的確に把握し、当該地域における基地局の開設に努めることを条件としてございます。

KDDIにつきましては、先ほどの審査の中で、基準Bのところ、特定ひっ迫区域に対してでございますが、NTTドコモが5,000局、ソフトバンクが3,200局と打っている中で、KDDIが5局という違いもございました。その点を配慮いたしまして、KDDIのみに付与される条件として5を考えてございます。

5、通信量が特に多い都市部において、利用者利便が損なわれることのないよう、特定ひっ迫区域における高度特定基地局の開設の一層の促進に努めること。こちらはKDDIのみに付与される条件として考えてございます。

以上、審査の概要のご説明でございます。審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○前田会長 ありがとうございます。ということで、ここで一旦切って、まず、この審査概要についてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

どうぞ、村田先生、お願いします。

○村田委員 まず、資料の6ページなんですけれども、認定における条件の付与についてということで、最後のKDDIさんの分は置いておいて、いずれにしても、それなりに計画に優位性もあると判断された前者に対して1から4の条件が付されると、こういう理解でいいんですね。

○布施田移動通信課長 はい。

○村田委員 それで、この条件とありますけれども、これは努めることということで、こういう条件を付けるけれども、絶対基準は満たしているから、これはあくまでもより良くして下さいという努力目標ということで、別段、拘束力が絶対にあるものではないという理解でよろしいでしょうか。

○布施田移動通信課長 はい。

○村田委員 そうすると、確か基地局の認定を受けると、四半期ごとに大臣に報告書を出すということになっているんですね。実務的なレベルで、その報告書もらった場合に、それを単に報告で受け取れるのか、こちらの方で見て、こういう努力目標も含めた点について、事実上チェックをして、その努力目標の点について、四半期ごとの報告の中で、事実上さらに助言をしたりということは実際はなされているのでしょうか。

○布施田移動通信課長 まず、1点目の認定における条件の付与は、ご指摘のとおり拘束力があるものではございません。今回、審査をいたしまして、皆さん絶対基準を守ってございますので、さらに良くしてくださいという意味合いで書いているもので、全くそのとおりでございます。

あと、開設計画を認定した後、四半期ごとに報告をしていただきます。報告をいただき

まして、私たちが見ることは、認定した開設計画の中にもスケジュールが幾つか入ります。何年までにこれをいたしますとか。そのスケジュールについて、遅れているか、遅れていないかというところを見て、概要として、また規定上はインターネット上に総務省の見解を出させていただきます。

そこでもし遅れがある場合には、その理由を問うて、理由が合理的なものであるならば、なるべく改善に努めてくださいというような指導といたしますか意見を付けて公表したりしてございます。そのようなことをすることによって、四半期ごとで認定した開設計画がより着実に実行されるようにフォローしているということでございます。

○村田委員 それに加えてもう1つ質問なんですけれども、資料の14ページを見ますと、それぞれ3者とも、高度特定基地局の開設計画数なんですけれども、4年間の後の方に開設するものが多くて、最初の認定直後に開設する局というのはどなたも26年、27年度はゼロということで、その後の方で一気に開設しましょうということなんですけど、例えば26年度の前ほどの四半期ごとの報告を受けたとして、これは開設予定数ゼロですから、実際に開設できたかどうかというのはチェックはできないわけですよね。

○布施田移動通信課長 そうですね。

○村田委員 そうすると、ただ、その中でも29年度あるいは28年度以降に皆が開設しようとしているものの準備などというのも、これはチェックされるのでしょうか。

○布施田移動通信課長 四半期報告の中で、各項目につきまして事業者は報告することになってございますので、その準備状況とかが報告されることになります。

確かに、この項目だけ読みますと、例えば認定した後の来年の審査を見ると審査項目の良し悪しはないわけでございますけれども、ほかの項目の方で混信対策のための認定事業者間の合意を得ることとかございますので、そういうところは全部チェックしていきますが、この項目につきましては、ご指摘のように、来年、具体的なチェックということはないです。ただ、準備状況だけは報告を受けることになります。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。先に進んでもよろしいですか。

それでは、また後ほどということにさせていただきます、引き続き、審査結果について説明をお願いいたします。2つに分けて、最初に絶対審査基準による審査結果について説明をお願いいたします。

○香月移動通信企画官 移動通信課の香月でございます。よろしくお願いいたします。それでは、まず、絶対審査基準について説明させていただきます。

別紙2の資料の1ページ目をご覧いただきたいと思います。冒頭の文章で書かれたところにつきましては、今、説明申し上げたところですので割愛させていただきます、早速、審査結果の方を説明させていただきます。

開設指針第2項、これは開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項でございます。設備規則第49条の6の10に規定する技術基準、すなわちTDDによるLTE-Advanced方式による無線設備を使用するという基準でございます。各者ともこの技術を導入するとしておりますので、基準を満たしていると判断してございます。

次に、開設指針第3項でございますが、これは3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数において、40MHz幅で希望する周波数が記載されていること、周波数の使用区域は全国であることという基準でございます。

今、説明申し上げましたとおり、NTTドコモはLowバンドを希望し、KDDI/沖縄セルラー電話とソフトバンクモバイルはHighバンドを希望してございます。また、各者とも使用区域を全国としておりますので、この基準も適合していると判断してございます。

2ページ目でございます。開設指針第4項に規定されたもので、左の欄にございますとおり、3つの点から構成されてございます。

まず、1つは、認定日から起算して4年を経過した日の属する年度末、すなわち平成3

0年度末でございますが、総合通信局の管轄区域ごとに人口カバー率50%以上を達成することでございます。2つ目は、認定から2年後の日の属する年度末、すなわち平成28年度末までに高度特定基地局、1Gbps超を実現可能な特定基地局でございますが、この高度特定基地局の運用を開始することでございます。3つ目は、全ての都道府県で特定基地局の運用を開始することでございます。

右の欄をご覧くださいますと、まず、各者とも特定基地局を平成27年度末までに運用開始し、平成30年度末までに全都道府県において運用開始するとしてございますので、今申しあげました3つ目の要件を満たしているところでございます。

また、高度特定基地局につきましては、各者とも平成28年度末までに特定ひっ迫区域において運用開始するとしておりますので、先ほどの2つ目の基準も満たしているところでございます。

次に、特定基地局の人口カバー率については、各者とも平成30年度末に各管内で50%を達成しており、先ほどの1つ目の要件を満たしているところでございます。

以上より、各者とも開設指針第4項の基準に適合していると判断しております。

次のページ、3ページ目でございます。開設指針第5項、これは特定基地局の無線設備に対する電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する基準でございます。各者とも適応多値変調を適用する、キャリアアグリゲーションを適用するとしておりますので、この基準についても適合すると判断してございます。

次に、別表第2の一でございます。ここでは、特定基地局の設置場所の確保、無線設備の調達、工事業者との協力体制の確保の3点につきまして、計画及びその根拠を有していることでございます。

まず、設置場所の確保につきましては、NTTドコモは既設基地局への併設により対応し、設置場所を確保している旨。また、併設が不可能である場合には新設を実施する。高度特定基地局用にアンテナを低く設置できる場所を新たに選定する。また、併設を容易に

するため、設備の小型軽量化、省スペース化等を実施する。地域住民への説明や問合せ対応等を実施するといった記載がございます。

KDDI / 沖縄セルラー電話も同様に、既設基地局への併設により対応し、設置場所を確保している旨。併設が不可能な場合に新設を実施する。小型基地局の設置場所として電柱等を確保する。併設を容易にするため、設備の小型軽量化、省スペース化等を実施する。地域住民への説明や問合せ対応等を実施する旨の記載がございます。

ソフトバンクモバイルも同様に、既設基地局への併設により対応し、設置場所を確保する。併設が困難な場合には新設を実施する。小型基地局については電柱等を確保する。地域住民への説明等を実施する旨の記載がございました。

次に、無線設備の調達につきましては、各者とも既設の基地局の無線設備の納入実績があるベンダを含め、複数ベンダからの調達を検討するとしております。また、既に設備の開発に着手しており、平成28年3月末までの運用開始時期までに導入が可能であるとしてございます。

次に、業者との協力体制でございますが、各者とも既設基地局の整備に係る工事協力会社を活用するとしており、工事実績もあると記載されております。

以上を踏まえますと、いずれの申請も設置場所の確保、無線設備の調達、業者との協力体制の確保に関する計画を有し、その根拠として具体的な規模・時期・方法等が示されており、現行サービスでの実績も有していることから、適当と判断してございます。

次に、別表第2の2番目の基準でございます。無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績・計画。2つ目は電気通信設備の調達及び工事の計画。3つ目は運用・保守の計画。この3点について審査するものでございます。

まず、1つ目の技術検討・実験・標準化等につきましては、各者ともLTE-Advanced方式について実証実験を実施しており、また、標準化団体等における活動実績を有し、引き続き活動を行う予定としております。

調達・工事につきましては、NTTドコモは、端末設備について、既にベンダと検討を開始。サービス開始時期までに商用端末の開発を実施。中継回線については、現行サービスで使用している設備を活用、必要に応じて増設する。エントランス回線についても、現行サービスで使用している設備を活用、必要に応じて増設、新規調達を実施。交換設備は現行サービスのものを活用との記載がございました。

KDDI／沖縄セルラー電話は、端末設備について、複数のベンダからの調達を検討。サービス開始時期までに標準化が完了している範囲で商用端末の開発を実施する。中継回線、エントランス回線ともに現行サービスで使用している設備を活用する、必要に応じて増設する。交換設備は現行サービスのものを活用するほか、増設を実施するとの記載がございました。

ソフトバンクモバイルも、端末設備については、複数のベンダからの調達を検討。平成28年度の調達に向けて協議を開始する。中継回線は既に確保、必要に応じて増速を実施する。エントランス回線については、調達実績のある事業者から調達予定である。交換設備については、現行サービスのものを活用するほか、設備調達を実施するとの記載がございました。

運用・保守でございますが、各者とも現行サービスの運用保守に従事する技術要員により対応するとしており、今後の増加に対しては、NTTドコモは人材交流等により人員数を確保する。KDDI／沖縄セルラー電話は研修等を受けた社員により人員数を確保する。ソフトバンクモバイルは毎年の保全体制の見直しにより対応する旨の記載がございました。また、各者とも24時間体制での運用・監視を実施するとしております。

以上のとおり、技術的な検討等の実績を有しており、設備の調達・工事、運用・保守に関する計画を有し、その根拠として現行サービスの設備・要員の活用等について示されているため、適していると判断しております。

次に、別表2の3つ目の基準、5ページでございます。まず、無線従事者の配置、電気

通信主任技術者の選任、配置に関する計画でございます。

無線従事者につきましては、各者とも現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用する。従事者に対し、訓練や研修等を実施する。又は資格取得支援制度等により人員の確保を図るとの記述がございます。

電気通信主任技術者につきましても、各者とも現行サービスに従事する選任者により特定基地局も運用する。従事者に対し、訓練や研修等を実施する。又は資格取得支援制度等により人員の確保を図るとの記載がございます。

以上より、いずれの申請も無線従事者、電気通信主任技術者の配置に関する計画、その根拠を有しているものと判断しております。

次に、別表第2の4つ目の基準でございます。電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画、その根拠でございます。

NTTドコモは中継伝送路の3ルート化。エントランス回線網にリング構成を採用し冗長化。交換機構成の多重化による通信のふくそうの回避。車載型基地局の配備。重要拠点に係る基地局に対して無停電化又はバッテリーの24時間化の記載がございます。

KDDI／沖縄セルラー電話につきましては、中央局と集約局を接続する回線についての冗長化。エントランス回線の冗長化。通信のふくそうを防止するために、自動的に制御をかける仕組みの導入。車載型基地局、可搬型基地局の配備。重要拠点に係る基地局バッテリーの24時間化の記載がございます。

ソフトバンクモバイルにつきましては、基幹網、交換設備間の伝送路の全ルート冗長化。エントランス回線の冗長化。通信のふくそうを防止するため、トラヒックを分散・平準化。車載型基地局、可搬型基地局を配備。重要拠点に係る基地局バッテリーを24時間化の記載がございます。

以上より、いずれの申請も安全・信頼性を確保するための対策に関する計画を有し、その根拠として実績も認められるため、適当と判断してございます。

次に、6ページでございます。別表第2の5つ目の基準でございますが、資金の確保に関する計画とその根拠、そして5年を経過した日の属する年度までに営業利益の生ずる年度があることでございます。

まず、設備投資額、資金調達の点でございますが、NTTドコモは特定基地局への設備投資額は約1,821億円でございますが、電気通信事業等からの資金収支により調達するとしておりまして、利益剰余金が約4.3兆円ございます。

KDDI／沖縄セルラー電話も設備投資額は約1,676億円ですが、電気通信事業等からの資金収支による調達を行うとしておりまして、KDDIは利益剰余金は約2.3兆円、沖縄セルラー電話は約0.05兆円ございます。

ソフトバンクモバイルも設備投資額は約787億円ですが、電気通信事業等からの資金収支により調達するとしておりまして、利益剰余金が約1.1兆円ございます。

次に、損益でございますが、各者とも平成31年度までのいずれの年度においても、当期損益は黒字となっております。

以上より、資金の確保に関する計画を有し、その根拠となる書類も添付されており、また、いずれの年度においても利益が生じる計画であるため、適当と判断してございます。

次に、7ページでございます。別表第2の6番目の基準でございます。法令遵守のための対策、個人情報保護のための対策、利用者利益の保護のための対策と、その体制整備についての計画について審査するものでございます。

まず、法令遵守につきましては、各者とも行動指針、社内規程等を策定し、社内体制を整備しております。社員への教育、研修等を実施するほか、社内外にコンプライアンス通報窓口を設置するといった取組を行っております。

2つ目の個人情報保護につきましても、各者とも個人情報保護ガイドラインに基づき社内規程等を策定しており、情報セキュリティ対策を実施するため、社内に専門組織を設置しております。また、個人情報に係る業務委託先に対しても立入検査、内部監査等を実施

するとしております。

次に、利用者利益の保護につきましても、各者とも電話、対面、Eメールなどにより対応するとしていますほか、広告表示につきましても、NTTドコモはサービスごとにサービスエリアの提供を行う。また、KDDI／沖縄セルラー電話は審査部門において通信速度等のサービススペックの事実確認を実施する。ソフトバンクモバイルについても、法務部門のチェックや外部への照会を実施するとの記載がございます。

以上より、各者とも法令遵守、個人情報保護、利用者利益の保護のための体制整備に関する計画を有し、その根拠書類の添付もあるため、適当と判断してございます。

次に、8ページでございます。8ページは3つの観点から審査を行っております。1つ目は、既設の地球局ですとか、そういった無線局等に対する混信等の妨害防止措置を行う計画を有すること。2つ目は、先ほど説明ございましたけれども、他の認定開設者との同期を取るため、これはTDD方式で送受信のタイミングを各者で揃える必要がございますが、その同期を取るために必要な事項について、他の認定開設者と連絡調整を行う計画を有すること。3つ目は、こちらは今回の周波数帯が宇宙無線通信の衛星システムとの共用ということになってございますので、宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備に支障を与えるおそれがある旨を周知するとともに、受信設備の運用者からの問合せ窓口を設置するなどの体制整備の計画を有することについて審査するものでございます。

まず、1つ目の3,480MHzから3,600MHzの既設の無線局等への対策でございますが、NTTドコモは干渉調整窓口を通して調整を実施する。サイトエンジニアリング、スモールセルの導入を基本として事前対策を実施する。干渉が発生した場合はチルト角の遠隔制御やアンテナ設置位置の調整を実施するとしてございます。

KDDI／沖縄セルラー電話も干渉調整の窓口を通して調整を実施する。サイトエンジニアリングや電波遮蔽効果を有する施設の設置を実施するとしております。

ソフトバンクモバイルも干渉調整の窓口を通して調整を実施。地球局への影響が想定さ

れる市町村で特定基地局の開設を行わないことで離隔距離を確保する。協議により合意ができた場合には、必要に応じサイトシールドイングやフィルタの挿入を実施する。方法などについては、他の認定開設者を含め協議を行うといった記載がございました。

2つ目の他の認定開設者との混信防止。同期の調整でございます。各者とも全ての認定開設者が同期を取るため協議を実施し、合意形成を行い、共同で混信等の防止を行うとしてございます。また、TDD方式によった場合の上りの通信と下りの通信の比率でございますが、NTTドコモは上り1、下り8を希望しますが、上り1、下り3の運用も検討するとしてございます。KDDI／沖縄セルラー電話、ソフトバンクモバイルは上り1、下り3の比率を希望するとしてございます。

3つ目の受信設備に係る体制でございます。受信設備に対する対策については、各者とも他の認定開設者と協議し合意を形成するとしてございます。また、他の認定開設者と共同して特定基地局の影響についての周知を行い、問合せ窓口を設置するとしてございます。

以上より、他の既存の無線局等への混信防止対策、他の認定開設者との間の同期の調整、受信設備に係る周知、問合せ窓口の設置を行う計画を有しておりますので、その根拠、実績等も踏まえ、適当と判断してございます。

次に、9ページでございます。別表第2の8番目の審査事項は、MVNOによる利用を促進するための計画を有していることでございます。各者ともMVNOへの役務提供を実施しております。また、既存事業者以外の者に対する提供実績がございました。このため、各者とも基準に適合すると判断してございます。

別表第2の9番目の基準でございますが、申請者が提供する電気通信役務について、利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画についてでございます。

NTTドコモは利用可能データ通信量に応じた、個人及び法人向けの複数の料金プランを提供。利用者の通信量の平均値や分布、今後の1人当たりのトラヒックの伸びを考慮して利用可能データ通信量を設定するとしてございます。

KDDI／沖縄セルラー電話も利用者層ごとの月間通信量を勘案し、利用可能なデータ通信量に応じた、複数の料金プランを提供するとしてございます。

ソフトバンクモバイルも全体の平均通信量・通信量分布、これらの推移等に留意して、利用可能データ通信量に応じた、複数の料金プランを提供するとしています。

以上より、いずれの申請も利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画を有していることから、適当と判断してございます。

次に、10ページでございます。こちらは別表第2の10番目の基準で、申請者の申請要件でございます。先ほど説明ございましたとおり、申請者と3分の1議決権保有関係にある者はこれまでもグループとして扱われ、グループからの申請は一しか認められなかったところでございますが、今回、これを見直しまして、議決権保有比率が5分の1を超える場合であっても筆頭株主である場合、周波数の一体的な運用が行われている場合、両者をグループとしてございます。また、代表取締役同士の兼任、役員のお半数が兼任の関係にある場合もグループとしてございます。

今回の申請のあった3者はそれぞれ別のグループに属しておりますので、申請者の要件を満たしてございます。

次に、11ページでございます。こちらの審査事項は電波法第27条の13第4項に基づく審査基準でございます。まず、1つ目が開設計画が確実に実施される見込みがあるという条件でございます。この点につきましては、これまで説明いたしました内容を踏まえ、確実に実施されるものと評価してございます。

2つ目は、周波数の割当てが可能であり、また、早期に可能となることが確実であると認められることとの要件でございます。これも今回、割当てを行う周波数帯における混信防止対策を実施するとしております。また、他の認定開設者との同期も行うとしておりますので、周波数の割当てが可能というふうに判断してございます。

以上を踏まえまして、いずれの申請も絶対審査基準を満たしておりますので、開設指針

第6項第4号の規定により、3者の申請全てを認定することとしたいというふうに考えてございます。

絶対審査基準についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、ここままで、ご質問、ご意見等ありませんでしょうか。

○原島代理 後の比較審査基準とも関係するんですが、絶対審査基準の中で高度特定基地局の運用を開始しなければいけないとありますが、これは1局でもあればいいという、そういう意味なのでしょうか。ゼロ局では開始したとはみなされない。開始の定義なんですけれども、1局あれば絶対審査基準は満たしていると。

○香月移動通信企画官 はい。そういうことです。

○原島代理 絶対審査基準の決め方、これは前にこの審議会にもかかったわけですが、繰り返しになるかもしれませんが、人口カバー率の方は50%以上という具体的な数値を決めているわけですね。一方で、高度特定基地局の、これは運用を開始しなければならないというので、そういう具体的な数値は定めていない。それによって、結果的に事業者によって違いが出たということなんですけれども、ここで特に絶対的な数値を定めなかった理由は、基準において何だったんでしょう。

○香月移動通信企画官 特定ひっ迫区域は高トラヒックが想定される地域ということで、東京の23区の一部ですとか、横浜、大阪、名古屋、福岡などの一部を指定してございます。

今回、3.5GHz帯の無線局については、面的なカバーという点もございますけれども、それよりも、むしろ高トラヒックにおいてスポット的にトラヒックを吸収し、通信速度を高めていくという使われ方がされるというふうに想定してございます。

ですので、高トラヒック区域を指定したとしましても、そこにおいて何割の人口カバー

率を占めたらいいのかとか、そういった基準を設けるといよりは、そこで事業者さんがどのくらいトラヒック対策として充実的な計画を出していただけるかというところに審査の重点を置きたいというふうに考えたということでございます。

○原島代理 分かりました。これにつきましては、後の比較の方にも関係しますので、またそのときにお聞きしたいと思います。

それから、もう1つですが、宇宙無線通信業務への妨害防止措置ということがあるので、それぞれの周波数、優先順位がありましたよね、その利用の仕方について。この場合は、今回の周波数は宇宙無線通信の方が優先順位が高いので、今回の移動無線の方でいろいろな必要な措置をしなければいけない。そのように解釈してよろしいでしょうか。

○香月移動通信企画官 これはまず2つございます。先ほどの概要資料の2ページの絶対審査基準 審査方法というページをご覧いただきたいと思います。この絶対審査基準の右の欄の(7)、ここは宇宙無線通信業務を行う既設無線局等への妨害防止措置を行う計画を有すること。それと、(9)の宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備に支障を与えるおそれがある旨を周知するとともに、当該設備の運用者からの問合せに対応する窓口を設置するなどの体制整備とございます。

このうちの(7)については、これは電波法上の免許を取った無線局が想定されておりますので、先ほど出てございました地球局と言われているものでございます。こうしたものについては、先に打ってある方が優先されるということで、後から無線局を打つ方は先の人たちに影響を与えてはいけないということでございます。

他方で、(9)については、これは電波法上の免許を受けた設備ではございません。ですので、電波法上、特段優先的な地位が与えられるというものではございませんが、ただ、実際に、先ほどもございましたけれども、海外の衛星通信などを聞いてらっしゃる方がいらっしゃるということで、そういった方々に不意打ちを与えないというようなことも踏まえまして、周知をします。それから、問合せがあれば、それに対してしっかり対応すると

いう窓口を設けてくださいということを絶対審査基準として設けたというところがございます。

○原島代理 分かりました。そうすると、特に電波の利用の仕方について優先順位があるわけではなくて、1つは先に打っているところに対して影響を与えないという配慮が重要である。もう1つは、周知とか、そういうような形で対処すると。そういうふうを考えてよろしいでしょうか。

○香月移動通信企画官 そうです。それぞれの無線局なり受信設備の性質、電波法上における位置づけが異なっておりますので、それぞれに合わせた対策を取ってくださいということにしているということでございます。

○原島代理 分かりました。ありがとうございます。

○前田会長 他にはいかがでしょう。特にありませんか。お願いいたします。

○山本委員 審査結果には直接関わらないんですが、6ページの設備投資額なのですが、かなり、特に1社が異なっているということがありますが、大まかで結構なのですが、これは何が原因なのか。恐らく、それぞれのビジネスモデルによる話だと思いますので、それほど詳細に伺うつもりはないのですけれども。

○香月移動通信企画官 設備投資額は各社1局当たりの単価をもとに設置する基地局数の数を掛けるという方法で各者とも算定しているところでございます。まず、設備投資額の差が生じているのは、基地局の設置の単価が異なっているというところがその数字の違いに反映されているというところでございます。

なぜその単価が異なったかということについては、そこについての理由を求めておりませんので一般論ということになりますけれども、まずは基地局の設置の仕方としまして、新しい設置場所を一から確保して、要するに今回、直進性が強い電波ですので、あまり飛びが良くないということで、既存の無線局の場所を使うよりも、新しく確保して、その周波数特性に合わせた形の基地局展開を図るべきだという考え方であれば新設が多くなると

思いますし、なるべく既設のものを使った方がいい、という考え方もあります。そういうことで基地局の単価が異なってくるということの可能性は考えられます。

また、あとはこれも一般論になりますけれども、コスト削減努力の度合いということも可能性としては否定されないというふうに考えてございます。

○原島代理 そうしますと、1局設置の単価が影響するという事は、この後の比較のところでも出てまいりますけれども、カバー率について若干の差が出てきているわけですね。他のところにもいろいろと評価基準について差が出ているんですが、投資額によってその差が出たというふうには考えられないのでしょうか。なかなか難しい質問で申し訳ございませんけれども。

○香月移動通信企画官 そこが必ずしもリンクするものではないと思います。1局打ったとしても、その1局で広域をカバーする1局なのか、それとも小さいエリアをカバーする1局なのかによっても、人口カバー率には1局だったとしても差は出てきますので、設備投資額ですとか、基地局の数ですとか、基地局の展開の方針ですとか、そういったものが複合的に影響し合って結局その人口カバー率になってくるのではないかというふうに思います。

○前田会長 よろしいですか。それでは、引き続き、競願時審査基準の審査結果について説明をお願いいたします。

○香月移動通信企画官 それでは、先ほどの資料の11ページの後段部分をご覧くださいませでしょうか。なお書きのところにございますが、開設計画の認定に際しましては、電波法第27条の13第4項の規定によりまして周波数の指定を行うことになっております。

開設指針第6項第6号の規定により、希望する周波数の範囲に基づいて指定を行うこととしておりますが、KDD I / 沖縄セルラー電話とソフトバンクモバイルが3,560MHzを超え3,600MHz以下の周波数を希望してございますので、競願時審査基準への適合度合いの高いものの希望を優先するため、競願時審査を行うこととしております。

それでは、競願時審査基準について説明いたします。

12ページ目は先ほど説明がございました点と重複いたしますので割愛させていただきます。

13ページでございます。基準Aは、認定から4年後の年度末、すなわち平成30年度末における特定基地局の人口カバー率がより大きいことでございます。NTTドコモは55.5%、KDDI/沖縄セルラー電話は51.4%、ソフトバンクモバイルが50.5%となっております。

この点の審査結果につきましては、グレーとピンクの欄のところで記載してございます。対抗審査でございますので、NTTドコモとKDDI/沖縄セルラー電話をまず審査します。そこで優位な点があれば1点を加算しますし、同点であれば加点はないということになります。次に、NTTドコモとソフトバンクモバイルを対抗審査いたしまして、優位な方に1点を加点すると。次に、KDDIとソフトバンクを対抗審査しまして、優位な方に1点を加点をします。結局、最高点は2点ということになります。

今回のケースですと、NTTドコモが5%刻みで見たときに他の2者よりも優位ですので、2点が加点されます。次に、KDDI/沖縄セルラー電話とソフトバンクモバイルにつきましては、両者50%を超え55%以下の範囲に収まっておりますので、両者とも加点されないということになります。

以上の結果、評価点でございますが、NTTドコモは2点、KDDI/沖縄セルラー電話、ソフトバンクモバイルは加点がないということになります。

次に、基準のBでございます。14ページでございます。こちらは認定から4年後の年度末における特定ひっ迫区域における高度特定基地局数がより多いことでございます。平成30年度の数字をご覧くださいますと、NTTドコモは5,027局、KDDI/沖縄セルラー電話は5局、ソフトバンクモバイルは3,270局となっております。

この基準につきましては、1,000局単位で審査することとしております。したが

まして、NTTドコモが最も優位ということで、KDDI／沖縄セルラー電話に対しても優位で1点、ソフトバンクモバイルに対しても優位ということで1点、合計2点が加点されます。KDDI／沖縄セルラー電話とソフトバンクモバイルについては、ソフトバンクモバイルが優位ですので、ソフトバンクモバイルに1点が加点されるということになり、評価については、NTTドコモ2点、KDDI／沖縄セルラー電話が0点、ソフトバンクモバイルが1点となります。

基準のCでございます。基準のCにつきましては、一番上のところでございますが、特定基地局、そのうち屋内等に設置するもの、それから屋内において通信を可能とするために屋外に設置する特定基地局。2つ目の方はいわゆる吹き込み型で、外から中に電波を吹き込む形で屋内エリア化を図っていくという基地局でございます。この2種類の基地局につきまして、開設数、それから開設場所に関する具体的な計画がより充実していることを審査してございます。

まず、1つ目の開設数の観点から説明いたします。NTTドコモは、屋内等に設置する特定基地局につきましては、滞在時間が長く、滞留人数が多い大中規模施設から3,004施設を選定し、その屋内等に特定基地局を設置してエリア化を実施するとしておりました。平成30年度末には3,004局設置することとしております。また、屋内において通信を可能とするために設置する基地局、これは屋外からの吹き込み型の基地局でございますが、トラヒックが高い地域の小規模商業施設について、屋内に適切に電波が浸透するよう、浸透損を見込んで屋外に特定基地局を設置することでエリア化を実施するとしておりました。平成30年度末には7,037局を設置するとしております。

KDDI／沖縄セルラー電話は、屋内等に設置する特定基地局については、大規模な商業施設などについて、その屋内等に特定基地局を設置してエリア化を実施するとの記載がございまして、平成30年度末に662局、平成31年度末に996局を設置するとしております。他方、屋内において通信を可能とするための基地局、吹き込み型の基地局につ

いては設置予定はないとしてございます。

ソフトバンクモバイルは、屋内等に設置する特定基地局について、地下街など屋外から電波の浸透が見込めない1,000施設について、その屋内等に特定基地局を設置してエリア化を実施するとしております。平成30年度末に574局、平成31年度末には1,000局設置するとしております。屋外からの吹き込み型の基地局につきましては、屋内浸透損を実証実験に基づき算出した上で、屋外から屋内に適切に電波が浸透するようエリア設計するとしておりまして、平成30年度末には19,404局設置するとしております。さらに、ソフトバンクモバイルは、個人住宅等について、フェムトセル基地局による対策を行っていくことを検討との記載がございました。

ここで、開設数の観点についての対抗審査について先に説明させていただきます。次のページのグレーとピンクの欄をご覧ください。

NTTドコモとKDDI／沖縄セルラー電話については、NTTドコモの申請は屋外からの吹き込みによる特定基地局の開設数の算定の考え方が明記されています。他方、KDDI／沖縄セルラー電話については、設置予定はないとの記載のみで、その理由、考え方の記載がございません。このため、NTTドコモの計画をより優位と判断してございます。

次に、NTTドコモとソフトバンクモバイルにつきましては、ソフトバンクモバイルの申請はフェムトセル基地局の導入を検討するとしております。NTTドコモの申請と比べ具体的な計画を有すると判断し、より優位と判断してございます。

KDDI／沖縄セルラー電話とソフトバンクモバイルにつきましては、ソフトバンクモバイルの申請は屋外からの吹き込みによる特定基地局の開設数の考え方が明記されている、さらに、フェムトセル基地局の導入を検討するとしてございますので、KDDI／沖縄セルラー電話の申請に比べて具体的な計画を有することから、より優位と評価してございます。

次に、前のページにお戻りいただけますでしょうか。開設場所の観点につきまして説明させていただきます。2番目のところでございます。

NTTドコモは、屋内等に設置する特定基地局の設置場所について、まず、エリア化を行う施設の名称と設置場所の確保状況について資料を添付してございます。それから、屋外に設置する特定基地局、屋外からの吹き込み型の方でございますが、その設置場所については、既存の基地局との併設で対応し、必要に応じて新たな設置場所を確保するとしてございます。

KDDI／沖縄セルラー電話については、屋内等に設置する特定基地局の設置場所については、大規模な商業施設、オフィスビルなどについて、既存の基地局から最適な設置場所を選定するとしております。なお、設置場所の確保状況についての資料はございませんでした。また、KDDI／沖縄セルラー電話は屋外からの吹き込みの特定基地局については、そもそも設置の予定がありませんので、設置場所の記載もございません。

ソフトバンクモバイルでございしますが、屋内等に設置する特定基地局の設置場所につきましては、エリア化を行う施設の名称と設置場所の確保状況について明記されてございます。また、屋外からの吹き込み型の基地局についての設置場所については、グループ通信会社設置のものを含む既存の基地局との併設で対応するとしておりまして、候補設置場所のリストが添付されております。また、必要に応じて新たな基地局設置場所を確保するとしてございます。

開設場所につきましてはの対抗審査について説明させていただきます。16ページでございます。ピンクの欄の2つ目のポツになります。

まず、NTTドコモとKDDI／沖縄セルラー電話については、NTTドコモの申請は屋内等に設置する特定基地局の設置場所及びその確保状況を示した資料を添付しておりますので、KDDI／沖縄セルラー電話の申請に比べて具体的な計画を有するので、より優位と評価してございます。

その結果、先ほどの開設数の観点でもNTTドコモを優位と評価いたしましたので、基準Cにつきまして、NTTドコモとKDDI／沖縄セルラー電話の申請については、NT

Tドコモの申請を優位と評価してございます。

次に、NTTドコモとソフトバンクモバイルについてですが、2つ目のポツの開設場所の観点では、ソフトバンクモバイルの申請は屋内等のエリア化を行う屋外の特定基地局、吹き込み型の基地局の設置場所についても候補リストを添付してございますので、NTTドコモの申請に比べてソフトバンクモバイルの申請がより具体的な計画を有するという点で優位に評価してございます。

その結果、先ほどの開設数の観点でもソフトバンクモバイルの計画を優位と評価しておりますので、この点につきましては、ソフトバンクモバイルの申請がNTTドコモの申請よりも優位と評価することになります。

次に、KDDI／沖縄セルラー電話とソフトバンクモバイルについてですが、2つ目のポツの開設場所の観点では、ソフトバンクモバイルの申請は屋内等に設置する特定基地局の設置場所の確保状況について明記しています。その点でKDDI／沖縄セルラー電話の申請に比べて具体的な計画を有することから、より優位と評価してございます。

その結果、先ほどの開設数の観点でもソフトバンクモバイルの計画を優位と評価しておりますので、基準Cについてはソフトバンクモバイルの申請はKDDI／沖縄セルラー電話の申請よりも優位と評価してございます。

以上の対抗審査の結果をまとめたのが下の白い欄にございますが、ソフトバンクモバイルはNTTドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話よりも優位であるために2点が加算されます。NTTドコモはKDDI／沖縄セルラー電話よりも優位であるため1点が加算されます。KDDI／沖縄セルラー電話については加点がないということになります。

次に、基準のDについて説明させていただきます。17ページでございます。こちらは電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していることとございます。

安全・信頼性につきましては、開設指針の規定に基づきまして、人為ミスの防止、設備

容量の確保、ソフトウェアバグの防止、その他の対策の4つの観点から具体的な計画の充実性を審査することになります。

人為ミス、設備容量の不足、ソフトウェアバグの3つについては、昨年11月に公表されました、「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」の報告書におきまして、重大事故の原因の9割を占めるということとされたため、これらを審査するというふうにしたものでございます。

まず、人為ミスの防止の観点について説明いたします。NTTドコモの申請には、手順書のチェック体制を強化。利用者への影響度に応じ、工事の実施時間帯をルール化。工事情報の共有化を実施し、工事が適正な時間帯で行っているかを確認する。それから、社内ポータルサイトを構築し、トラブル事例やヒヤリ・ハット事例などを共有する。過去のトラブルを基にしたロールプレイングを毎月実施するとの記載がございました。

KDDI／沖縄セルラー電話の申請には、社内ガイドラインを策定し、設備の工事実施承認の手法を確立し、工事管理体制を明確化。工事開始前に作業の危険箇所等を特定することを作業員に義務付け。各種会議を定期的で開催し、作業員の意識向上と情報の共有を実施。危険探知を行うトレーニングなどを定期的実施との記載がございました。

ソフトバンクモバイルの申請には、工事計画段階におけるミスを防止するため、作成した手順書は管理職が確認した上で承認。手順書以外の手順による工事を禁止し、作業については、社員自ら又は社員監督下においてベンダが実施。ミスやヒヤリ・ハット事案についてデータベース化し関係機関で共有。部門間で連携して訓練を行うなどのスキル向上策を実施との記載がございました。

ここで次のページのグレーとピンクの欄をご覧いただきたいと思います。NTTドコモとKDDI／沖縄セルラー電話の欄でございます。1つ目のポツでございますが、人為ミスの防止の観点では、いずれの申請も発生した事故事案を社内で共有し、それを踏まえて訓練を行うなどの人為ミスの防止のための対策を行うとしてございますので、両者の申請

を同等と評価してございます。

また、NTTドコモとソフトバンクモバイル、それから、その下のKDDI／沖縄セルラー電話とソフトバンクモバイルの審査につきましても、同様の理由から同等と評価してございます。

その結果、人為ミス防止対策の観点では全者同等と評価してございます。

次に、お戻りいただきまして、設備容量確保の対策の観点について説明いたします。

NTTドコモの申請には、事業計画の策定や見直し時において、トラフィック需要予測に基づき所要設備容量を算出し、設備容量を確保。この際、端末ソフトウェア更新時の影響等も考慮するとの記載がございました。

KDDI／沖縄セルラー電話の申請には、年2回、直近のトラフィック状況を踏まえた需要予測を策定し、設備を増強。予測とのかい離を定期的を確認し、必要に応じ、さらなる設備増強を実施との記載がございました。

ソフトバンクモバイルの申請には、過去のトラフィックのトレンドや端末のシェア予測を踏まえ算出した需要予測を踏まえ、設備容量を確保。定期的な容量管理を行い、基準値を上回った場合には設備増強を検討との記載がございました。

ここで審査の結果でございますが、次のページのグレーとピンクのNTTドコモとKDDI／沖縄セルラー電話の欄をご覧いただきたいと思います。2つ目のポツの設備容量の確保の対策の観点では、いずれの申請もトラフィック需要を踏まえた設備量を設定するなど設備量の確保のための対策を行うとしてございますので、両者の申請を同等と評価してございます。

NTTドコモとソフトバンクモバイル、KDDI／沖縄セルラー電話とソフトバンクモバイルについても同様でございますが、この点につきましても全者同等と評価してございます。

前のページにお戻りいただきまして、3つ目のソフトウェアバグ防止対策の観点につい

て説明いたします。

NTTドコモの申請には、納入されたソフトウェアが要求仕様を満足しているかどうか試験・評価を実施。それから、数局程度の商用網で実検証を行った後、順次規模を拡大して全国に展開との記載がございました。

KDDI／沖縄セルラー電話の申請についても同様に、納入されたソフトウェアについては、システム導入前にベンダと連携して要求仕様の充足性やソフトウェアの不具合の有無を検証。限定的な範囲での先行適用を行った後、規模を拡大して本格適用との記載がございました。

ソフトバンクモバイルの申請にも、納入されたソフトウェアについて、自社とベンダでそれぞれ検証試験を実施し、問題の有無を確認。小規模な商用設備に先行適用して正常性を確認した上で、規模を拡大して商用サービスを展開との記載がございました。

次のページのNTTドコモとKDDI／沖縄セルラー電話の評価の欄でございますが、ソフトウェアバグ防止対策の観点では、いずれの申請も納入されたソフトウェアが要求仕様に合致しているかどうか確認を行うとともに、実検証を行う範囲を小規模な商用設備から順次拡大していくなど対策を行うとしておりますので、両者の申請を同等というふうに評価してございます。

次、その他対策の観点でございます。

NTTドコモの申請には、遠隔操作による一次対応で障害の復旧ができなかった場合、現地保守拠点による二次対応を実施、復旧までの長期間化が予想される場合には、高度技術者による技術支援を実施との記載がございました。次に、冗長構成の確保の観点からは、基地局装置に搭載する設備について、カード枚数の拡張によりリソースを確保できる仕組みを具備との記載がございました。利用者への情報提供の観点からは、報道機関等やホームページにおいて事故情報を告知との記載がございました。再発防止策の検討の観点からは、事故が発生した場合、ベンダと連携して分析調査を行い再発防止策を策定。全国に情報展

開との記載がございました。

KDD I / 沖縄セルラー電話の申請には、まず1つ目の事故発生時の復旧対応としましては、事故発生時、遠隔操作による一次対応で障害の復旧ができなかった場合、現地保守拠点による二次対応を実施。障害が複雑化した場合、機器ベンダから支援を受け対応との記載がございました。2つ目の冗長構成の確保の観点からは、冗長化に加えオンライン予備機を配備するなど事故発生後1時間以内に復旧させるための取組を実施との記載がございました。3つ目の利用者への情報提供の観点からは、事故情報を利用者迅速に伝達するためツイッターなどを活用との記載がございました。4つ目の再発防止策の検討の観点からは、事故の発生原因に応じ再発防止策を立案し、マニュアル類の更新や継続的な訓練を実施。再発防止策は全国の事業所で情報共有との記載がございました。

ソフトバンクモバイルの申請には、1つ目の事故発生時の対応としまして、事故発生時、支障規模によりランク分けをし、中規模以上の事故が起きた場合は全社体制で復旧を実施。短期収束のため、事故発生30分以内に設備の切り離しなどの行動を取ることをルール化との記載がございました。2つ目の冗長構成の確保の観点からは、プール構成を採用することなどにより事故発生時におけるサービスの継続性を担保との記載がございました。3つ目の利用者への情報提供の観点からは、対外告知基準に基づき、事故情報をホームページなどで公表との記載がございました。4つ目のポツ、再発防止策の検討の観点からは、設備の故障や品質劣化が生じた場合には、その原因を解析し、対策を講じた後、その対策の効果も検証し再発防止策を立案との記載がございました。

下のグレーとピンクの欄のNTTドコモとKDD I / 沖縄セルラー電話の欄をご覧くださいと思います。その他の対策の観点では、いずれの申請も事故発生時における復旧及び利用者への事故情報の提供に関する計画を有しております。また、事故原因の分析や再発防止策の検討などを行うとしてございますので、両者の申請を同等と評価してまいります。

また、NTTドコモとソフトバンクモバイル、その下のKDDI／沖縄セルラー電話とソフトバンクモバイルについても同様であり、全者同等というふうに評価してございます。

以上の検討の結果、人為ミスの防止、設備容量の確保、ソフトウェアバグの防止、その他対策のいずれにおいても、全者の申請は同等と評価しているところでございます。

基準Eでございます。19ページでございますが、こちらはMVNOの提供についての計画の充実度合いについて審査を行うものでございます。審査基準におきまして、サービス提供方法の多様性の観点、それからサービス提供対象者の多数性の観点から評価を行うこととしてございます。

ここでL2接続、L3接続という言葉が出てまいりますけれども、L2接続は加入者パケット交換機などのレイヤ2などで接続を行うというものでございます。L3接続は中継パケットの交換機等でのレイヤ3での接続を行うものでございます。要するに、中継パケット交換機をMNOとMVNOのどちらで管理運営しているかの違いということございまして、レイヤ2接続になりますとMVNOがパケット交換機を管理運営する、レイヤ3接続になりますとMNO側が管理運営するということになります。

まず、多様性の観点について説明させていただきます。

NTTドコモは接続約款、卸電気通信役務の双方の形態でMVNOへのサービス提供を行っているところでございますが、その双方においてL2接続、L3接続を行うとしてございます。また、データプラン型、帯域幅課金型、総合利用型による標準プランを設定しております。窓口も設置しております。加えて、料金情報提供機能、課金機能、コンテンツ情報料の回収代行機能などを提供するとしております。さらに、MVNO事業者からの具体的な要望に対応するとしております。

KDDI／沖縄セルラー電話は接続約款、卸電気通信役務の双方についてL2接続、L3接続を行うとしておりまして、利用データ量や帯域幅等をもとにした料金体系による標準プランを策定しております。窓口も設置しております。加えて、MVNO事業の支援を

目的とした子会社の設立、MVNO事業者からの要望に合わせ料金設定を行うとしてございます。

ソフトバンクモバイルは卸電気通信役務についてはL2接続、L3接続を行い、帯域幅又は回線単位の料金体系による標準プランを提供するとしておりますが、接続約款ではL2接続のみを行うとしております。窓口も設置しております。MVNO事業促進のため、M2Mビジネスを総合的にサポートするサービスを提供するとしております。さらに、標準プラン以外の提供方法等についてもMVNO事業者と協議して対応するとしております。

ここで多様性についての評価について先に説明させていただきます。

次のページのグレーとピンクのNTTドコモとKDDI／沖縄セルラー電話の欄をご覧ください。多様性の観点では、いずれの申請も卸電気通信役務、接続約款ともにL2接続、L3接続の双方の機能の提供を計画しております。標準プラン以外の提供条件等についても柔軟に対応するとしています。さらに、MVNOの運営を支援するための各種取組を行うとしております。以上より、両者を同等と評価しているところでございます。

次に、NTTドコモとソフトバンクモバイルの欄でございますが、ソフトバンクモバイルは今申しましたように接続約款においてL3接続機能を提供しておりませんので、NTTドコモの申請を優位と評価しているところでございます。

次に、KDDI／沖縄セルラー電話とソフトバンクモバイルにつきましても、ソフトバンクモバイルは接続約款においてL3接続を提供しておりませんので、同様にKDDI／沖縄セルラー電話の申請を優位と評価しているところでございます。

次に、1ページお戻りいただきまして、多数性の観点について説明させていただきます。

NTTドコモは平成31年度末までの毎年ごとのMVNO契約見込数を作成しております。平成31年度末には約1,000万契約を見込んでいます。また、現在までに181社からの申込み・問合せがあり、56社と商談が進行中である旨、また、その状況について資料の添付がございました。

KDD I / 沖縄セルラー電話は平成32年度末、これは認定の有効期間後になります。認定は認定日から5年ということですので、有効期間後になりますが、その時点で約800万契約を計画するとの記載がございましたが、ただ、それまでの間の毎年ごとの契約数の記載はございませんでした。また、平成26年度上半期のみで約20社から相談・協議を受け付けた旨の記載がございました。

ソフトバンクモバイルは平成31年末までの毎年ごとのMVNO事業者見込数、契約見込数を作成しており、平成31年末に109のMVNO事業者から約625万契約を計画しております。また、平成26年9月末までに75件の問合せに対応した旨の記載がございました。

次のページでございますが、多数性についての評価でございます。

2つ目のポツになりますが、NTTドコモとKDD I / 沖縄セルラー電話については、NTTドコモの申請は平成31年度末までのMVNO契約見込数を年次で明記しております。他方、KDD I / 沖縄セルラー電話の契約見込数は認定の有効期間後のものであるため評価の対象としないこととします。また、NTTドコモは現在、商談が進んでいる社の対応状況について資料を添付しています。以上より、NTTドコモの計画を優位と評価してございます。

次に、NTTドコモとソフトバンクモバイルですが、NTTドコモの申請は現在、商談が進んでいる社の対応状況を資料として添付しているため、NTTドコモの申請を優位と評価してございます。

最後に、KDD I / 沖縄セルラー電話とソフトバンクモバイルですが、ソフトバンクモバイルの申請は平成31年末までの毎年のMVNO事業見込数、契約見込数を明らかにしていますので、ソフトバンクモバイルの計画を優位と評価します。

以上の審査の結果、NTTドコモは多数性の観点でKDD I / 沖縄セルラー電話より優位であり、また、多様性及び多数性の観点でソフトバンクモバイルよりも優位であるため、

2点を加算します。KDD I / 沖縄セルラー電話とソフトバンクモバイルとは多様性の観点でKDD I / 沖縄セルラー電話が優位となりますが、多数性の観点ではソフトバンクモバイルが優位となりますので、結果として両者の申請は同等となります。したがって、両者には加点を行わないこととなります。

次に、21ページでございます。基準Fでございますが、基準Fは割当済周波数幅に対する電気通信役務の契約数の多寡、すなわち周波数のひっ迫度合いを評価するものでございます。契約数は電気通信事業報告規則による報告値から算出してございます。

今回の審査では、グループ関係にあると判断された事業者との間で周波数幅、契約数を加算してひっ迫度を算出することにしてあります。ただ、ある事業者がグループ内の他の事業者のMVNOとなるというケースがございまして、こうした場合には契約数の重複が生じる場合がございます。例えば1端末を販売したとしても2契約としてカウントされるといったことがございます。このため、契約数を算定するにあたっては、グループ内の契約数を足すとともに、グループ内のMVNO契約数を控除するという事で調整を行ってございます。

この審査は全ての既存事業者の平均値を上回れば2点が加算されるということになります。平均値以下の場合には加算されないこととなります。その結果、平均値は下の評価欄にございますが29.88万契約/MHzでございますので、これを上回るNTTドコモに2点が加算されまして、KDD I / 沖縄セルラー電話、ソフトバンクモバイルについては加算がされないということになります。

次に、22ページでございますが、基準のGについて説明いたします。今回の申請は全て既存事業者からの申請でしたので、指定済周波数、これは既存事業者を想定した審査基準でございますが、この基準G、次の基準Hも同様でございますが、基準G、Hについても審査を行うこととなります。

基準Gは平成30年度末における人口カバー率の多寡を評価するものでございます。1

つは通常の基地局による人口カバー率で、他方は4G基地局、すなわち110Mbps相当の通信速度を実現可能な基地局による人口カバー率でございます。

まず、通常の基地局については、各者とも99.8%をカバーするとしてございます。他方、4G基地局については、NTTドコモは96.3%、KDDI/沖縄セルラー電話は65.9%、ソフトバンクモバイルは49.8%となっています。したがって、4G基地局による人口カバー率について、NTTドコモがもっとも優位であるため2点を加算し、次にKDDI/沖縄セルラー電話が高いことから1点を加算、ソフトバンクモバイルは加算なしということになります。

次に、24ページでございます。基準Hについて説明させていただきます。基準Hは認定日から2年後の日の属する年度の末日、すなわち平成28年度末における不感地域人口の解消数の多寡を評価するものでございます。

NTTドコモは平成28年度末までに9,409人、KDDI/沖縄セルラー電話は418人、ソフトバンクモバイルは2,310人をエリア解消するとしております。基準Hは100人単位で評価いたしますので、NTTドコモが最も優位であるため2点を加算し、その次はソフトバンクモバイルですので1点を加算、KDDI/沖縄セルラー電話は加算なしということになります。

次のページでございます。以上の基準AからHまでの審査結果を集計いたしますと、NTTドコモは13点、KDDI/沖縄セルラー電話が1点、ソフトバンクモバイルが4点という結果となりました。同順位者がいれば次の基準Iというものを審査することにしておりましたが、ここで決着がつきましたので基準Iについては審査しないこととなります。

以上より、開設指針第6項第6号の規定に基づき、NTTドコモに対し同社が第1希望とする3,480MHzを超え3,520MHz以下の周波数を割り当てることとしたいと思います。次にソフトバンクモバイルが高い点を獲得しておりますので、同社が第1希望とする3,560MHzを超え3,600MHz以下の周波数を割り当てたいと思いま

す。最後にKDD I / 沖縄セルラー電話に同社が第2希望とする3, 520MHzを超え3, 560MHz以下の周波数を割り当てたいと思います。また、先ほど説明ございました条件について付したいというふうに考えております。

次の26ページにつきましては、基準Iについて参考として記載したものでございます。今回、基準Hまでで決着がついておりますので、ここの基準Iの平成30年度末における面積カバー率ですが、ここは今回の審査対象外となるところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは、今までのところで、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 膨大な資料に基づいて審査していただいた、大変な作業だったと思いますが、ここでそれを確認させていただくという意味では、審査基準の中には定量的な基準と定性的な基準が混ざっておりますね。ある意味で定量的な基準は誰が見てもその数値なので、評価は変わらない。そう考えていい。そう考えると、今回の場合にはA、B、F、G、Hが定量的な基準で、これはもうある意味では自動的に決まってしまう。C、D、Eがいろいろ具体性があることとか、その他のある意味で定性的な評価基準にもなっておりますので、ここでもしかしたら解釈の違いが出てくる可能性もある。そう考えてよろしいでしょうか。そうしますと、ここではどちらかというところC、D、Eの審査が適切であったかどうかを審議させていただくと、そういうことになろうかと思いますが、そう考えてよろしいでしょうか。

○香月移動通信企画官 はい。おっしゃるとおり、C、D、Eが今回、定性的な基準ということになっております。申請者から提出のあった開設計画に基づきまして、審査結果にあります記載欄にまとめさせていただいております。この記載について、今回、審査についてご審議いただくということに重点を置いていただきたいというふうに思っております。

○原島代理 そうしますと、C、D、Eを中心に見させていただきますと、Cについてご質問させていただきたいんですけども、Cの観点が2つありまして、1つは屋内をエリア化する特定基地局の開設数の観点、もう1つは開設場所の観点ということなんですけれども、1の方が開設数の観点という数の観点とありながら、比較対象は数ではあまり見なくて、例えばNTTドコモとソフトバンクモバイルの比較で見ると、フェムトセル基地局の導入を検討しているとかいうことで評価しているような気がするんですね。

一方で、数を見ますと、15ページの上の方ではNTTドコモが優位のように見える、数だけですとね。中頃の表ですと、ソフトバンクモバイルが優位のように見える。これは1勝1敗として特に記述しなかったということなのか。数について総合比較のところに書かれていなくて、むしろ、内容についてのよう見えまして、その辺はどうなんでしょう。

○香月移動通信企画官 まず、この審査の基準でございますが、開設数及びその開設場所に関する具体的な計画がより充実していることということで、まず、開設数の多寡を評価するものではなく、具体的な計画のより充実性を評価してございます。

また、申請マニュアルというものを指針と同時に周知を行っておりまして、そのマニュアルにおきまして、今回の特定基地局の開設にあたってのエリア展開の方針等を記載するという周知してございましたので、これらの開設数を設置するに至った考え方というものを今回ここで評価したというものでございます。

したがいまして、数が多ければいいということではなくて、屋内エリア化の基地局の設置の考え方の具体性の充実度を評価しているというところございまして、このような審査結果になったということでございます。

○原島代理 分かりました。開設数及びその開設場所に関する具体的な計画がより充実していることで、開設数だけを問題にするわけではないと、そういうことでいいわけですね。

○香月移動通信企画官 はい。数の多寡を評価するものではございません。

○原島代理　そういうことですか。分かりました。

○前田会長　今の補足質問なんですけれども、開設数の多寡を一覧すると、そこに差がありそうに見えますけれども、それによってエリア化される対象はそうは変わらないという判断だと、そういうことですか。

○香月移動通信企画官　実際に屋内エリアがどのぐらいあって、それがどの地域にどのぐらいの広さがあるかということ把握するのは困難だと思っております。ですので、屋内エリアのうち何割がこの計画によって解消されるのか、各者がだいたい同じぐらいかどうかということの検証は難しいと思っております。

ですので、そういった観点からの審査ではなくて、あくまで屋内施設に対してどういう配慮をしていますかと、その配慮の具体的な計画の度合いを評価するという形で審査を行っているところでございます。

○前田会長　それから、KDDIグループのところでは、屋内エリア化を行う屋外の特定基地局の設置予定がないということですが、屋外でやらなくても全部対応できるというようなことではないんですね。

○香月移動通信企画官　その点については特に記載がございませんでした。屋内に設置する特定基地局については考え方があったわけですが、それで例えば十分なのか、それとも、なぜ屋外からの吹き込み型の基地局は置かないことにしたのかということの記載がございませんでしたので、先ほど申しましたとおり、エリア展開の方針等を記載するという、要するにエリア展開の考え方が記載されていないということで、ここを評価しなかったということでございます。

○前田会長　同じように、ソフトバンクモバイルの場合には、個人住宅のところまでというところを評価していると、そういうことですね。

○香月移動通信企画官　はい。そういうことでございます。

○前田会長　17ページで、これは全体として3者とも具体的な計画のレベルは同じであ

るという判断なので、それについては何の異議もないんですけども、2番の設備容量の確保対策の観点というところで、NTTドコモの場合には事業計画の策定や見直しするとき、それからKDDIは年2回と。ソフトバンクモバイルの場合には「定期的な容量管理」と書いてあって、これは単純に、普通、定期的というともうちょっと数が多いのかどうかというのはよく分からないのですが、例えば毎月のようにやっているとか、そういうようなことというのは分かるものなんですか。

それとも、定期的とは言いつつ、年2回といっても定期的と呼べるかもしれないので、同じレベルなのかということなんですけれども。

○香月移動通信企画官 ここでの観点は、実際に設備を打つ段階で事前に見積りをしている、設備量を見積っているかどうか、それから、見直しを行う際にも同様のことが行われているかどうかということから評価を行っておりまして、その頻度がどのぐらいかというところまでの審査までは行っていないというところでございます。

ですので、この定期的というところでどこまでの記載がなされていたかということについては、現在、すぐには把握していないところでございます。

○前田会長 ちょっと飛んでしまいますが、24ページの基準H。エリア外人口の解消数がそれで出ていますけども、これも先ほどの屋内云々というのと同じで、各者のエリア外人口が多い少ないというのは何か分かるのですか。元々少なければ解消する数が少ないはずなので。

○香月移動通信企画官 これは、このエリア外人口の定義でございますが、各者ごとのエリア外人口ではなくて、現在、3者どこの通信も入っていないところをエリア外と定義しまして、そのリストを申請者の方々にお渡ししております。その中で、どのぐらい解消していただくかということで評価を行っているところでございます。

○前田会長 分かりました。共通のエリアに対して評価しているということですね。

○香月移動通信企画官 そうです。はい。

○原島代理 個別ではなくて、全体的な議論でもよろしゅうございますか。まずは個別の審査基準、内容についてでしょうか。

○前田会長 いや。全体に戻っても構いません。

○原島代理 全体として、NTTドコモが13点、KDDIグループが1点、ソフトバンクが4点ということで結果を出そうとしているわけですが、競願するという意味ではKDDIとソフトバンクであるわけですね。同じ周波数帯を希望しているという意味で。その点が1点と4点で3点差がついている。定性的な評価が入っているので、点が動く可能性があるわけですが、もしこれが同点になると、審査の対象ではなかった基準Iが出てくる。審査の対象としてないので全く評価はしてないわけですが、数字だけ見ると、もしそれが評価の対象になったとするとソフトバンクの方が有利なように見える。そのように見てよろしいでしょうか。

○香月移動通信企画官 仮に、今お話がありましたように、例えば点数が動いた場合に、仮に同点になれば基準Iが発動されてIで決着がつくというのは、そのようなルールになっておりますので、それはおっしゃるとおりだと思います。

あと、定性的な評価につきましては、まず、開設計画に書いてあることを評価するというのが大原則としてあります。ですので、書かれてないことは逆に言えば評価できないこととなります。ですので、書いてあることを審査結果の欄にまとめさせていただいていますが、そこに反映させていただいています。

あと、実際に事業者の方々には事前に審査結果のまとめた欄について、各事業者さんの部分について、ほかの事業者さんの部分は伏せた上で事前に照会をさせていただいて、その記載内容についてはチェックをさせていただいているところでございますので、そのような審査結果の点数が変わるというようなことは、私どもはないというふうに考えているところでございます。

○村田委員 1つよろしいでしょうか。元の資料の5ページのところで全体が比較しやすい

い一覧表にしてあるところでの確認なんですけど、これは今日の審査結果というよりも、本来、指針のところ、もしかしたら説明があったかもしれないんですけど、例えば数値的である基準Aとか基準Fのところなんですけれども、Aで、これを比較するときに5%単位での切り上げということになっているから、細かく見ると、差のあるKDDIとソフトバンクさんが同じところに入れられるので、どちらにも点数が付かないということになる。だから、これは5%で切り上げないという指針だったら、ここは差が本来あったものなので、この5%での切り上げというところの合理性というのはどういうものかというのが1点目です。

それと、同じくFの基準なんですけれども、これも数値の問題なんですけれども、これ、細かく比較しないで平均より大きい小さいかということですので、これもまたKDDIさんとソフトバンクモバイルさんは細かい数値でいくと差はあるんだけど、これも平均より大か小かで比べると同じ群に入るから、どちらが優位ともならないと。

AとFのところの数値の問題なんですけれども、こういう細かい数値そのものを比べない、一定の単位で比べるところの合理性というのは何かありましたか。

○香月移動通信企画官 この両者の基準につきましては、これまでも開設指針で設けておりました基準でございまして、それと同様のルールで今回もさせていただいておりますが、まず、5%の合理性につきましては、各事業者さんでどこまでをエリア化するかというのを計画に書いていただきます。

そこで、やはり電波の飛んでいく、いきなり、この基地局から電波が飛びまして、ここからいきなりばんと電波が飛ばなくなるものというものではなくて、徐々に飛ばなくなってきました。どこまでがエリア化するかというのは事業者さんの判断に基づいているわけなんですけれども、その多少のずれがどうしても出てくる部分がございます。

それをものすごい細かい基準で審査したときに、そういった誤差までで、どこの基準で事業者さんが判断するかによってもものすごく影響が出てしまうということで、ある程度バ

ツファを見るといいますか、余裕を持った形で5%刻みで評価するというところにさせていただいているところがございます。

2つ目の基準Fについてですけれども、これは全体と比較して、全体よりも混み合っているところに対して周波数を割り当ててあげるべきではないかという考え方が発想としてあります。ですので、今回はたまたま平均値を上回った事業者が1者しかありませんでしたので1者しか加点されないことになりますが、逆に申しますと、場合によっては平均値を上回る事業者というのが2者ある場合というのもあります。ですので、その場合にはその2者が2点をそれぞれ獲得するということになります。

ですので、全体の平均を見た上で、そこでそれよりも混み合っているところは、事業者数の数の問題ではなく、混み合っていればよりインセンティブが高いという観点から、その基準を設けているところがございます。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○原島代理 審査基準は先にルールを決めているわけですね。かつ、それを公表して、それぞれがそれを了解して申請を出しているということですので、ルールが後からある場合は、もしこれを1%刻みにしたら別の結果になるじゃないかということなんですけれども、先にルールを示しているので、やはりそのルールに基づいてやらざるを得ない。

もし先にルールとして1%というふうに決めたら、また別の計画、努力して計画を出してくる可能性もあるわけですね。その意味では、もうこれはある程度仕方がないということ。そうすべきものであるというふうに私は思いますけれど。

○村田委員 全くそのとおりで、ルールそのものへの疑問はルールを見たときには全くないんですけれども、こうやって3者の具体的な数値を見たときに、そこまで考えてルールを見ていなかったときに、こうやって見て、結論できっちり点数で出されると、ちょっと気になりました。しかし、ルールは変えましょうとか、事前に公表してるのにそれと違う審査をしましょうということでは絶対ありませんので。

○原島代理 恐らく、ルールが違えば、またこの数値も違うものになってくる可能性があるということだと思いますね。

○山本委員 私、結論としては、やはり基準BとCの部分でKDD Iとソフトバンクの間に極めてはっきりした差があるので、こういう結果になるのではないかという感じを持っています。

細かいことを若干お伺いしたいのですが、基準BのところではKDD Iの高度特定基地局の開設数というのが非常に少ない。これが先ほどの条件の5のところにも反映しているのですが、これは何か説明があるのでしょうか。あえて基準Bという形ではっきりと示されているにもかかわらずこの数ということに関して何か説明がされているのでしょうか、KDD Iの方からですね。

それから、19ページの基準Eのところでは、先ほど平成32年度末という記載になっていると説明され、これもなぜそうなのかというのが非常に不思議なのですが、平成31年度末までの数値として出せないのか、あえてこういう書き方をされているのかということですね。それから、あとは今の同じ基準Eのところでは、ソフトバンクモバイルの接続約款がL2接続しかない、示されていないということなんですが、L3に関しては個別に対応するという、そういう趣旨で書かれているということでしょうか。標準プランは示されているということなので、それ以外の部分については個別に対応するという方針であるということなんでしょうか。

○香月移動通信企画官 まず、1つ目にご質問いただきました、基準Bについて、KDD I／沖縄セルラー電話がなぜ5局かということについてでございますが、KDD I／沖縄セルラー電話の申請書には、高度特定基地局を実現するためには、基地局側で8本、端末側で8本のアンテナで送受信することが想定されております。その8本の受信アンテナを端末側に実装することについては、やはり8本立てるにはそれなりの場所を取りますので、その技術的な課題があるということで、その端末の市場への投入時期が今の段階

では読めませんと。ですので、今回の計画では限定的な展開計画としておりますという記載がございます。他方、他社は、そういう状況にはあるけれども、その端末の開発を積極的に進めていきますということにしているところでございます。

次に、2つ目の基準EのMVNO事業者数の32年度末になっている点でございますが、まず、申請マニュアルにおいても、認定期間外の数字については考慮しないことがありますということとは事前に周知してございます。

KDDI／沖縄セルラー電話は、MVNOの契約数については、MVNOの計画を書いた欄に書いてあったわけではなくて、財務状況で、今後の財務状況を把握する上で、財務状況を算出する上での1つとして平成32年度末に800万契約を見込むという数字がそちらに書いてあったんです。ですので、MVNOの計画を書くことを求めた欄には、逆に言いますとKDDI／沖縄セルラー電話は契約数についての記載は一切なく、ただ、全体を見て審査しておりますので、そちらの方からこの数字を持ってきたというところでございます。

それから、3点目のご質問で、L3接続をその他の方法で提供するかどうかということでございますが、ソフトバンクモバイルは第二種指定電気通信事業者に電気通信事業法上、指定されてございます。第二種指定電気通信事業者に指定されますと、平成24年12月21日に指定されているということでございますが、この指定を受けますと、接続については接続約款を定めなければいけないということ、さらに、約款に基づいて接続を提供しなければいけないということになります。

ですので、接続については接続約款に基づく。卸電気通信役務については標準プランに基づいて提供します。ですから、柔軟度があるのは卸電気通信役務の方でございますので、接続についてはいずれにせよL3接続はやっていないということと判断しているところでございます。

○前田会長 他にはいかがでしょうか。

○原島代理 認定の条件あるいはKDD I のみに付与される条件についても入ってよろしいですか。

○前田会長 ええ。どうぞ。

○原島代理 KDD I のみに付与される条件として、ある意味で基準Bの5局というのは非常に少なく見える。したがって、一層の促進に努めることということだと思いますが、審査結果を見ますと、KDD I がほかに比べて評価が低かったものは基準Bだけではなくて、例えば基準Cについて具体的な記述がない、その理由も書かれていない。あるいは、基準Hについても数字が少ないというのはあるわけですね。その中で、特に基準Bについてだけこういう条件を付けているというのは何か理由があるのでしょうか。これが特に重要であるという、そういうことなのでしょうか。

○香月移動通信企画官 例えば基準Hの点でございますけれども、確かにここも非常にKDD I はほかの2者に比べても数が少ないというのはご指摘のとおりだというふうに思っております。

ただ、エリア外人口の解消というのは、ここで条件を例えば仮にKDD I さんだけに課すということになりますと、ほかの2事業者さんはそれほど頑張らなくていいのかということにもなります。ただ、ここはやはりこの計画を出していただいて、それに基づいて今後やっていただくわけですが、さらに各事業者さんとも引き続き努力をしていただきたいということがございますので、皆さん一般にかけている条件の中で見ているところでございます。

また、屋内エリア化につきましても、ここは屋内エリア化という言葉は使っておりませんが、第4世代移動通信システムによる広範なブロードバンドサービスの普及に努めることということで、ここは確かにご指摘のとおり、細かく言えば、屋内エリア化についてはKDD I / 沖縄セルラー電話により努力していただきたいというところはございますけれども、これも各者共通の条件として付させていただきますところでございます。

他方で、基準Bについては、この5局というものが、どのように5局で今後運用するということが全く見えないところでございます。確かに、絶対基準で必ず運用開始しなければならないとなっておりますので、先ほどご質問いただきましたとおり、必ず1局は置かなければならないわけですが、では、じゃあ5局でどれだけのサービス展開ができるのかということとは非常に疑問に感じてございます。

特に高度特定基地局によるサービス開始ということについて、運用開始とサービス開始とございますが、運用開始は基地局を設置して電波を出す状況にするということでございます。サービス開始は実際にそれを用いてサービスを提供することでございますが、NTTドコモとソフトバンクモバイルは実際にいつサービスするかということについても計画書で言及しています。

そこは審査の対象ではありませんでしたので説明から割愛させていただきましたけれども、別紙2の2ページ目でございますけれども、高度特定基地局の運用開始というところで、NTTドコモは平成29年3月サービス開始、ソフトバンクモバイルは平成30年3月サービス開始。ただ、KDDI／沖縄セルラー電話は言及がございません。ですから、申請書からはKDDI／沖縄セルラー電話がサービスをやっていただくことになっているのかどうかというのは読み取れない状況でございます。

ただ、今回、第4世代の3.5GHz帯を割り当てる趣旨の1つとしては、やはり高トラフィックエリアにおいてトラフィック需要を、混雑を緩和していただくという、それを実際に実サービスとして提供していただくように進めていっていただきたいという当局の思いもございます。ですので、この点については特にKDDI／沖縄セルラー電話に個別に、この点についてのみ加重して条件として付させていただいたということでございます。

○原島代理 分かりました。

○前田会長 他にはいかがでしょうか。特にありませんか。全体を通じて何でも結構ですが、

もしこれ以上、ご質問、ご意見等がないようでしたら、ただ今までの審議の中では審査の結果についての異議は特になく、それぞれの審査基準に照らしての評価についても大きな疑義はなかったというふうに判断いたします。

したがいまして、諮問第40号について、諮問のとおり認定することは適当である旨の答申を行うこととしては如何かと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出してください。

(総合通信基盤局職員退室)

閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。次回の開催は、平成27年1月21日(水)15時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。